

## 田辺市税条例

(固定資産税の減免)

第80条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の所有する固定資産
- (3) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (4) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により減免を必要とする固定資産

2 市長は、国又は地方公共団体が公共の用に供する施設又は道路を建設するため、取除きになった家屋に代わるものとして2年以内に建築した家屋について、当該家屋の所有者に対して課する最初の3年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の税額の2分の1の額を減免する。

3 市長は、自然災害により、全壊若しくは半壊の被害を受けたため取壊しとなった住宅（人の居住の用に供する家屋をいい、区分所有に係る家屋にあつては、人の居住の用に供する専有部分をいう。以下この項において同じ。）又は使用不能となった住宅に代わるものとして2年以内に取得した住宅及びその敷地の用に供し、又は供する予定の土地について、当該住宅等の所有者に対して課する最初の3年度分の固定資産税に限り、当該住宅等に係る固定資産税を免除する。

4 前3項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 所有者以外の使用者が納税義務者である場合は、固定資産の所有者名
- (3) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (4) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (5) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (6) 減免を受けようとする事由及び第1項第4号の固定資産にあつては、その被害の状況

5 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。